

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2016-006事件

競技者氏名： X

競技種目： ボディビル競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 28 年 11 月 7 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 山内 貴博

山内 貴博

聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 28 年 11 月 7 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 28 年 11 月 7 日

山内 貴博 山内 貴博

浅見 俊雄 浅見 俊雄

村山 正博 村山 正博

記

〔決 定〕

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、平成 28 年 9 月 25 日（検体採取の日）から同年 10 月 14 日（暫定的資格停止期間の開始日）までに獲得された競技者のすべての個人成績（2016 年第 3 回オールジャパン・メンズフィジーク選手権大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.1.1 項本文及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 28 年 10 月 14 日より 4 年間の資格停止

とする。

〔理由〕

- ・平成28年9月25日に実施された競技会検査において競技者から1-テストステロン（1-Testosterone）及び1-アンドロステジオン（1-Androstenedione）が検出されたが、これらの物質は、2016年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1.蛋白同化薬／1.蛋白同化男性化ステロイド薬（AAS）／a.外因性AAS」において禁止物質とされているため、本規程2.1項に定める「禁止物質」に該当する。
- ・公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、競技者に対し、平成28年10月14日に電話により、次いで同年10月19日付け「違反が疑われる分析報告及び違反が行われた旨の主張に関する通知並びに暫定的資格停止に関する通知」と題する文書により、競技者の尿検体から1-テストステロン（1-Testosterone）が検出されたこと、及び本規程7.10項により違反を自認するか否か、B検体の分析を要求するか否かについての回答期限を「平成28年10月31日」とすることを通知したが、1-アンドロステジオン（1-Androstenedione）が検出されていたことについては、上記電話及び文書によっては通知を行わなかった。その後、JADAは、競技者の尿検体から1-アンドロステジオン（1-Androstenedione）が検出されていたことについて、同年11月2日付け「違反が疑われる分析報告及び違反が行われた旨の主張に関する通知並びに暫定的資格停止に関する通知」と題する文書によりこれを通知したが、同文書には、上記回答期限として、同文書の日付け以前の「平成28年10月31日」という日付がそのまま記載されていた。そこでJADAは、同年11月4日に電話により、次いで同年11月4日付け「違反が疑われる分析報告及び違反が行われた旨の主張に関する通知並びに暫定的資格停止に関する通知」と題する文書により、さらに改めて、上記回答期限を、1-テストステロン（1-Testosterone）については「平成28年10月31日」とし、1-アンドロステジオン（1-Androstenedione）については「平成28年11月7日正午」とすることを通知した。暫定的資格停止の通知については、本規程7.3.1項に通知すべき事項が定められており、競技者の手続保障の観点から極めて重要な文書であるが、本件では、競技者が上記事項につき熟慮する期間が結果的には本聴聞会までの間に一応確保されていたと認められること、競技者が、B検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会（かかる暫定的資格停止に関しては同年11月7日に暫定聴聞会が開催されている。）及び本聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかったことに鑑み、手続的な瑕疵は認められないと判断する。
- ・そこで、本件においては、競技者について本規程2.1項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）の違反（以下「本違反」という。）が認められ、同9条及び同10.8項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（2016年第3回オールジャパン・メンズフィジーク選手権大会における競技成績を含む。なお、当該競技会を以下「本件競技会」という。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
- ・上記検出物質は、「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」に

は該当しないところ、競技者は、ドーピング検査公式記録書には、7日間以内に9種類のサプリメントを摂取していたことを自己申告しており、聴聞会においては、過去1年間に累計で36種類のサプリメントを摂取していたことを自認した。競技者によれば、これらのサプリメントはそのほとんどを米国の通信販売サイトから購入し常用していたとのことであり、それぞれの成分表は一応確認していたものの、禁止物質が含有されていないものを選択して服用していたわけではない。このことに加え、競技者の体内からは2種類の禁止物質が検出されていることからすれば、競技者が本違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ当該リスクを明白に無視したこと、すなわち、本違反が意図的ではなかった旨を立証できなかったことは明らかであり、本規程 10.2.1.1 項本文が適用される。

- ・ 上記の各事情及び今回の違反が1回目の違反であることを考慮すれば、本規程 10.2.1.1 項の定めに基づき、競技者を4年間の資格停止とするのが相当である。
- ・ 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 28 年 10 月 14 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の開始日は同年 10 月 14 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上